

北海道告示第11333号（別添）

1 宗谷海区漁場計画の変更の内容

宗谷海区漁場計画の一部を次のように改正する。

改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）												
1 漁業権に関する事項												
区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(1)	宗海共第1号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほっきがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊富町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(2)	宗海共第2号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 もずく漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(3)	宗海共第3号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 もずく漁業 あわび漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(4)	宗海共第4号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(5)	宗海共第5号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	猿払村	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(6)	宗海共第6号	枝幸郡浜頓別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜頓別町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(7)	宗海共第7号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あさり漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	枝幸町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(8)	宗海共第8号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻町仙法志	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(9)	宗海共第9号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻町杓形	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(10)	宗海共第10号	利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほっかがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻富士町鵜泊	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(11)	宗海共第11号	利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あかば漁業 ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてががい漁業 ほっかがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻富士町鬼脇	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(12)	宗海共第12号	礼文郡礼文町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 つぶ漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	礼文町大字香 深村	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(13)	宗海共第13号	礼文郡礼文町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	礼文町大字船 泊村	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(14)	宗海共第14号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市（大字 宗谷村及び宗 谷岬を除く。）	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(15)	宗海共第15号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗 谷村及び宗谷 岬	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(16)	宗海共第16号	宗谷郡猿払村 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	猿払村	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(17)	宗海共第17号	枝幸郡浜頓別 町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜頓別町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(18)	宗海共第18号	枝幸郡枝幸町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	枝幸町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(19)	宗海共第19号	天塩郡豊富町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊富町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(20)	宗海共第20号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗 谷村及び宗谷 岬	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(21)	宗海共第21号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）
(22)	宗海共第22号	利尻郡利尻町 及び利尻富士 町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻町及び利 尻富士町	なし	左記のとおり（漁 業権番号、漁業の 名称、条件）

改正後

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(23)	宗海共第23号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	礼文町	なし	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(24)	宗海共第24号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 第三種共同漁業	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業 ちか・かれい・いかなご地びき網漁業	4月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊富町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(25)	宗海共第25号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いかに底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊富町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(26)	宗海共第26号	天塩郡豊富町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 めばる・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	豊富町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(27)	宗海共第27号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(28)	宗海共第28号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(29)	宗海共第29号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(30)	宗海共第30号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	猿払村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(31)	宗海共第31号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	猿払村	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(32)	宗海共第32号	枝幸郡浜頓別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から8月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜頓別町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(33)	宗海共第33号	枝幸郡浜頓別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜頓別町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ペニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項																							
改正後	(34)	宗海共第34号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	枝幸町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）																						
						かすべ刺し網漁業	6月1日から11月30日まで																											
						かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																											
						ちか刺し網漁業																												
						にしん刺し網漁業																												
						はたはた刺し網漁業	9月1日から12月31日まで																											
						いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで																											
						かれい・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から8月31日まで																											
						はたはた小型定置網漁業	10月1日から12月31日まで																											
						第三種共同漁業	ちか地びき網漁業						1月1日から12月31日まで																					
						改正後	(35)						宗海共第35号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	枝幸町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）											
																	改正後	(36)						宗海共第36号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻町仙志志	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																	
たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで																																	
にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																																	
ほっけ刺し網漁業																																		
めばる・そい刺し網漁業																																		
いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで																																	
ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から12月31日まで																																	
かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで																																	
改正後	(37)	宗海共第37号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業			かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻町杓形																(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）					
								かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																									
						たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで																											
						にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																											
						ほっけ刺し網漁業																												
						めばる・そい刺し網漁業																												
						いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで																											
						ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から12月31日まで																											
						かれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで																											

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
改正後	(38)	宗海共第38号	利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻富士町鷲泊	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1に深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）										
						かかれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで															
						たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで															
						にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで															
						ほっけ刺し網漁業																
						めばる・そい刺し網漁業																
						いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで															
						ほっけ・ます・いか小型定置網漁業	3月20日から12月31日まで															
						かかれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで															
						(39)	宗海共第39号						利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	利尻富士町鬼脇	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1に深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	かかれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																				
	たら刺し網漁業	11月1日から翌年5月31日まで																				
	にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																				
	ほっけ刺し網漁業																					
	めばる・そい刺し網漁業																					
	ほっけ・ます・いか小型定置網漁業	3月20日から12月31日まで																				
	かかれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで																				
	(40)	宗海共第40号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業			かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	礼文町大字香深村				(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1に深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）					
								かかれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで													
						たら刺し網漁業	10月1日から翌年5月31日まで															
						にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで															
						ほっけ刺し網漁業																
						めばる・そい刺し網漁業																
						いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで															
						ほっけ・ます小型定置網漁業	3月20日から12月31日まで															
						かかれい・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで															

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(41)	宗海共第41号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	礼文町大字船泊村	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければなりません。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
				第三種共同漁業	ちか・かれない・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(42)	宗海共第42号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければなりません。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
				第三種共同漁業	ちか・かれない・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(43)	宗海共第43号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いか・かれない小型定置網漁業	9月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	（1）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、イのカラフトマスについては、マスを主たる漁獲物とする小型定置網漁業を除く。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）漁業権行使規則には、第三種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
				第二種共同漁業	いかなご小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで						
				第三種共同漁業	かれない・ます・ふぐ小型定置網漁業	4月1日から8月31日まで						
				第三種共同漁業	ちか・かれない・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで						
(44)	宗海共第44号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれない・ほっけ・いか底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ（網立）の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、70メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
(45)	宗海共第45号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					かれない刺し網漁業							
					ちか・しらうお刺し網漁業							
					にしん刺し網漁業							
					はたはた刺し網漁業							9月1日から12月31日まで
					ひらめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで
					ほっけ刺し網漁業							
めばる・そい刺し網漁業												
(46)	宗海共第46号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く。）	（1）漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 （2）漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 （3）かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）	
					かれない刺し網漁業							
					ちか・しらうお刺し網漁業							
					にしん刺し網漁業							
					はたはた刺し網漁業							9月1日から12月31日まで
					ひらめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで
					ほっけ刺し網漁業							
めばる・そい刺し網漁業												

改正後

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(47)	宗海共第47号	稚内市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	稚内市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かすべ刺し網漁業は、12月1日から翌年5月31日までの間においては、西稚内港北島堤港灯中心点から正西の線以北の海域で操業してはならない。 (4) かれい刺し網漁業、ひらめ刺し網漁業、にしん刺し網漁業及びほっけ刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(48)	宗海共第48号	宗谷郡猿払村並びに枝幸郡浜頓別町及び枝幸町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業	6月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	猿払村、浜頓別町及び枝幸町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) かれい刺し網漁業及びにしん刺し網漁業は、1月1日から2月末日までの間においては、国が定める沖合底びき網漁業の禁止区域内で操業しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(49)	宗海共第49号	礼文郡礼文町並びに利尻郡利尻町及び利尻富士町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・めばる・そい刺し網漁業	9月1日から翌年6月20日まで 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	礼文町、利尻町及び利尻富士町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ カラフトマス、ケガニ、トラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ウ 特定水産動物が採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(50)	稚海区第1号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(51)	稚海区第2号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	稚内市（大字宗谷村及び宗谷岬を除く）	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(51)	稚海区第3号	稚内市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(53)	猿海区第1号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	猿払村	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） 〔新規漁業権〕
(54)	猿海区第2号	宗谷郡猿払村地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	猿払村	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間においては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間においては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業 権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(55)	浜頓海区第1号	枝幸郡浜頓別町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	浜頓別町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]
	(56)	枝海区第1号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	枝幸町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(57)	枝海区第2号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	枝幸町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(58)	枝海区第3号	枝幸郡枝幸町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	枝幸町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(59)	利海区第1号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻町仙法志	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(60)	利海区第2号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻町仙法志	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(61)	利海区第3号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻町杏形	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(62)	利海区第4号	利尻郡利尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻町杏形	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(63)	利富海区第1号	利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻富士町鷲泊	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(64)	利富海区第2号	利尻郡利尻富士町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 ほたてがい養殖業 わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	利尻富士町鬼脇	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(65)	礼海区第1号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
	(66)	礼海区第2号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(67)	礼海区第3号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(68)	礼海区第4号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(69)	礼海区第5号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(70)	礼海区第6号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件） [新規漁業権]
(71)	礼海区第7号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）
(72)	礼海区第8号	礼文郡礼文町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり（漁業権番号、漁業の名称、条件）

改正後

宗谷海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(73)	豊富さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(74)	豊富さけ定第2号	(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(75)	豊富さけ定第3号	(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(76)	稚さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(77)	稚さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(78)	稚さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(79)	稚さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(80)	稚さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(81)	稚さけ定第6号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(82)	稚さけ定第7号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(83)	稚さけ定第8号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(84)	稚さけ定第9号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(85)	稚さけ定第10号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(86)	稚さけ定第11号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(87)	稚さけ定第12号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(88)	稚さけ定第13号	<p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(89)	稚さけ定第14号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(90)	稚さけ定第15号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(91)	稚さけ定第16号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(92)	猿さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(93)	猿さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	猿さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(95)	猿さけ定第4号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(96)	猿さけ定第5号	(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(97)	猿さけ定第6号	(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(98)	浜頓さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(99)	浜頓さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(100)	浜頓さけ定第3号	(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(101)	枝さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(102)	枝さけ定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(103)	枝さけ定第3号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(104)	枝さけ定第4号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(105)	枝さけ定第5号	
(106)	枝さけ定第6号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(107)	枝さけ定第7号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(108)	枝さけ定第8号	
(109)	枝さけ定第9号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(110)	枝さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(111)	枝さけ定第11号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(112)	枝さけ定第12号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(113)	枝さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(114)	枝さけ定第14号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(115)	枝さけ定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(116)	枝さけ定第16号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(117)	枝さけ定第17号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、杵長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(118)	枝さけ定第18号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(119)	枝さけ定第19号	<p>(2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(120)	枝さけ定第20号	<p>(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。</p> <p>(2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(121)	枝さけ定第21号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。</p> <p>(3) 敷設する陸網は、杵長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>